



国際図書館連盟「国際目録原則覚書」世界的レビューへの招待

御意見は、2008年6月30日までに国際目録規則に関する国際図書館連盟（IFLA）専門家会議企画委員長Barbara Tillett宛に、e-mail (btil@loc.gov) またはfax (+1(202)707-6629) でお願ひいたします。投票の書式は、「国際目録原則覚書」の浄書版および付属の用語集とともに、http://www.ifla.org/VII/s13/icc/principles_review_200804.htm から入手可能です。

IFLA 目録分科会は、図書館目録で用いられる書誌レコードおよび典拠レコードの内容に関する標準を推進することによって、世界規模で目録情報を共有する能力を向上させる方法を確認することを目的として、世界中の目録規則作成者および目録専門家による一連の地域会議を5回開催しました。

この基本目的に加え、これらの会議では、参加国においてどのような目録規則が使用されているかを確認すること、それらの規則の類似点、相違点を比較すること、さらに、国際的な目録規則を発展させるための核となる一定の原則に同意できるかどうかを検討することも意図されていました。

効率性の観点から、世界の5つの地域で行われる地域会議は概ね、毎年8月に開催されるIFLA年次総会と一緒に開催されることとされました。会議は、2003年にドイツのフランクフルト（対象：欧州諸国および英米の目録規則作成者）で、2004年にアルゼンチンのブエノスアイレス（ラテンアメリカおよびカリブ海諸国）で、2005年にエジプトのカイロ（中東のアラビア語圏および北アフリカ諸国）で、2006年に韓国のソウル（アジアの目録規則作成者およびアジア諸国）で、さらに2007年に南アフリカのプレトリア（サハラ以南のアフリカ諸国）で開催されました。レビューのために公開された「国際目録原則覚書」草案および付属の用語集は、各会議に召集された参加者による審議、および投票され同意された修正の成果です。この文書は、IFLAの当初の目標である「コミュニティ、言語および文字の違いを超えて書誌情報の共有を増大すること」に到達するための枠組みを用意するものと確信しています。

会議の運営にあたっては、IFLA、OCLC、ドイツ国立図書館、ブエノスアイレスのサン・アンドレス大学、エジプト国立図書館、米国議会図書館カイロ事務所、アレクサンドリア図書館、キング・アブドゥル・アジズ公共図書館、韓国国立中央図書館および南アフリカ国立図書館に御支援、御協力いただきました。記して感謝申し上げます。

今回の世界的レビューで頂戴した御意見すべてを検討した後、最終草案はIFLA第4部会の目録分科会常任委員会および書誌分科会常任委員会に提出され、両委員会での了承後にIFLAから出版される予定です。

投票および御意見は、http://www.ifla.org/VII/s13/icc/principles_review_200804.htm の書式を用いて、2008年6月30日までに、Barbara B. Tillett宛（e-mail: btil@loc.gov、fax: +1(202)707-6629）御送付ください。

国際目録原則覚書

序論

広く「パリ原則」として知られている「原則覚書」は、1961年に国際目録原則会議で採択された¹。目録法の国際的標準化の基礎を担おうとするその目的は、確実に達成されている。すなわち、その後に世界中で発展した目録規則のほとんどは、厳密に、または少なくとも相当程度に、この原則に従ったものである。

その後40年以上が経過し、目録作成者とそのサービス対象者が世界中でOPAC（オンライン閲覧目録）を利用するにつれ、共通の国際的な目録原則をもつことは一層望ましいこととなっている。21世紀初頭の現在において、オンラインによる図書館目録やその先にあるものにふさわしい目的にパリ原則を適合させようという努力がIFLAによって行われた。その目標の第一は、目録利用者の利便性に資することである。

この新しい原則は、パリ原則に取って代わり、それを単にテキストから成る著作からあらゆる種類の資料にまで、また、単に記入の選定と形から図書館目録に用いられる書誌データおよび典拠データのあらゆる面にまで拡張するものである。

以下の原則の草案が範囲とするのは、次のものである。

0. 一般目標
1. 適用範囲
2. 実体、属性、および関連
3. 目録の機能
4. 書誌記述
5. アクセスポイント
6. 典拠レコード
7. 探索能力の基盤

この新しい原則は、世界の偉大な目録法の伝統²、およびパリ原則を主題目録法の範囲にま

¹ International Conference on Cataloguing Principles (Paris : 1961). *Report*. – London : International Federation of Library Associations, 1963, p. 91-96. このほか *Library Resources and Technical Services*, v.6 (1962), p. 162-167 および *Statement of principles adopted at the International Conference on Cataloguing Principles, Paris, October, 1961*. – Annotated edition / with commentary and examples by Eva Verona. – London : IFLA Committee on Cataloguing, 1971.にも掲載。

² Cutter, Charles A.: *Rules for a dictionary catalog*. 4th ed., rewritten. Washington, D.C.: Government Printing office. 1904, Ranganathan, S.R.: *Heading and canons*. Madras [India]: S. Viswanathan, 1955, および Lubetzky, Seymour. *Principles of Cataloging. Final Report. Phase I: Descriptive Cataloging*. Los Angeles, Calif.: University of California, Institute of Library Research, 1969.

で拡大する「書誌レコードの機能要件」(FRBR)と「典拠データの機能要件」(FRAD)というIFLAの文書に表された概念モデル上に構築されている。

この原則が、書誌データおよび典拠データの国際的な共有を増大させること、そして国際的な目録規則を発展させるため力を尽くす目録規則の作成者の導きとなることを願うものである。

0. 一般目標

目録規則作成を導く目標はいくつかある³。最上位の目標は利用者の利便性である。

- 0.1. 目録利用者の利便性。 記述およびアクセスのための名称の統制形の作成を決定する際には、利用者を念頭におくものとする。
- 0.2. 利用の一般性。 記述およびアクセスにおいて用いられる標準的な語彙は、利用者の大多数のものに合致するものとする。
- 0.3. 表現性。 記述中の実体およびアクセスのための名称の統制形は、実体それ自体が表している方式によるものとする。
- 0.4. 正確性。 記述される実体が、忠実に反映されるものとする。
- 0.5. 充分性および必要性。 記述中の要素とアクセスのための名称の統制形のうち、利用者が目的を果たすのに必要であり、かつ、ある実体を独自のものとして識別するために欠かせない要素のみを含めるものとする。
- 0.6. 有意性。 要素は、書誌的に有意なものとする。
- 0.7. 経済性。 目的を達成するための方法が選ばれるときには、全体としてもっとも経済的な方法を優先するものとする（すなわち、最小のコストまたはもっとも簡単な対応策など）。
- 0.8. 一貫性および標準性。 記述とアクセスポイントの作成は、可能である限り標準化するものとする。このことはより強い一貫性をもたらし、書誌データおよび典拠データを共有する効力を増大させる。
- 0.9. 統合性。 あらゆる種類の資料の記述および実体の名称の統制形は、可能である限り共通する一式の規定に基づくものとする。

目録規則中の規定は、正当性を有し、恣意的であってはならない。

時にはこれらの目標が相互に矛盾することがあり、正当で現実的な解決策が採用されることが認められている。

[主題シソーラスについては、他に採用すべき指針があるが、今のところこの覚書には含まない。]

1. 適用範囲

ここに述べる原則は、目録規則の発展を導くことを意図したものである。この原則は書誌データおよび典拠データならびに今日の図書館目録に適用する。この原則はまた、図書館、文書館、博物館・美術館、ならびにその他のコミュニティの書誌およびデータファイルにも適用することができる。

この原則は、あらゆる種類の書誌的資源の記述目録法と主題目録法に対して、一貫した道

³ 書誌に関する文献、特に次の資料に掲載のRanganathan と Leibnizの文献に基づく。Svenonius E. *The Intellectual Foundation of Information Organization*. Cambridge, Mass.; MIT Press, 2000, p. 68.

筋を提供することをめざしている。

目録規則を作成する際にもっとも重視すべき原則は、目録利用者の利便性でなければならない。

2. 実体、属性、および関連

2.1. 書誌レコードにおける実体

書誌レコードの作成にあたっては、知的・芸術的活動の成果を対象とする次の実体⁴を考慮する。

著作
表現形
体現形
個別資料

2.2. 典拠レコードにおける実体

典拠レコードは、個人、家族、団体⁵および主題の名称の統制形を示すものとする。著作の主題として機能する実体には次のものがある。

著作
表現形
体現形
個別資料
個人
家族
団体
概念
物
出来事
場所⁶

2.3. 属性

各実体を識別する属性は、書誌レコードおよび典拠レコードの中でデータ要素として用いるものとする。

2.4. 関連

書誌的に重要な実体相互の関連は、目録を通して識別できるものとする。

⁴ 著作、表現形、体現形および個別資料はFRBR/FRADモデルで記述されるグループ1の実体である。

⁵ 個人、家族および団体は、FRBR/FRADモデルで記述されるグループ2の実体である。

⁶ 概念、物体、出来事および場所は、FRBR/FRADモデルで記述されるグループ3の実体である。
[注：FRADの商標、識別子等のようにさらなる実体を、将来識別することになる可能性はある（FRADの報告書が「最終のもの」になったときには必要に応じて更新する）。]

3. 目録の機能

目録の機能は、利用者に次のことを可能にすることである⁷。

- 3.1. その資源の属性または関連を探索に用いた結果によって、ある蔵書コレクションの中で書誌的資源を**発見**すること。
 - 3.1.1. これにより、単一の資源を**突き止める**こと
 - 3.1.2. これにより、次に相当する一群の資源を**突き止める**こと
 - 同一の著作に属するすべての資源
 - 同一の表現形に属するすべての資源
 - 同一の体現形に属するすべての資源
 - 特定の個人、家族、または団体のすべての著作および表現形
 - 特定の主題によるすべての資源
 - 探索結果の二次的な限定のために通常用いられるその他の判断基準（言語、出版国、出版年、内容種別、キャリア種別、その他）によって特定されるすべての資源⁸
- 3.2. ある書誌的資源または責任主体を**識別**すること（すなわち、レコードに記述された実体が求める実体と一致することを確認すること、または同種の特徴をもつ2以上の実体を区別すること）。
- 3.3. 利用者のニーズに適合する書誌的資源を**選択**すること（すなわち、媒体、内容、キャリア等に照らして利用者の要求を満たす資源を選ぶこと、または利用者のニーズに適合しない資源を排除すること）。
- 3.4. 記述された個別資料を**取得**するか、またはそれに対するアクセスを**確保**すること（すなわち、利用者が購入や貸借等によって個別資料を取得すること、または、遠隔情報源にオンライン接続し、個別資料に電子的にアクセスすることができるよう情報を提供すること）、または、典拠レコードもしくは書誌レコードを取得もしくは入手すること。
- 3.5. 目録の中を、そして外へと**誘導**すること（すなわち、著作、表現形、体現形および個別資料の相互の関連が示されていることを含めて、書誌情報の論理的な構成と、動きまわるための明確な道筋が示されていることによる）。

⁷ 3.1-3.5 は、Svenonius, Elaine. *The Intellectual Foundation of Information Organization*. Cambridge, MA: MIT Press, 2000. ISBN 0-262-19433-3 に基づいている。

⁸ 経済的事情や目録作成の慣例のため、著作の構成要素や著作集中の個々の著作に対する書誌レコードのない図書館目録が存在することが認められている。

4. 書誌記述

- 4.1. 書誌記述は、一般に、体現形を代表するものとしての個別資料に基づき、含まれる著作（複数の場合もある）および表現形（複数の場合もある）から受け継いだ属性を含むことがある。
- 4.2. 一般に、個々の体現形に対して別々の書誌記述を作成するものとする。
- 4.3. 書誌レコードの記述部分は、国際的に合意された基準に基づくものとする⁹。
- 4.4. 記述は、目録または書誌ファイルの目的に基づいて、いくつかの精粗のレベルによることができる。

5. アクセスポイント

5.1. 通則

書誌レコードや典拠レコードを検索するためのアクセスポイントは、一般的な原則（1.適用範囲を見よ）に従って形成しなければならない。アクセスポイントは統制形のこともあれば、非統制形のこともある。

非統制形アクセスポイントには、体現形に見出される本タイトル、書誌レコードに付加されたキーワード、または書誌レコード中のキーワードなどが含まれることがある。

統制形アクセスポイントは、書誌レコードおよび典拠レコードへのアクセスを提供するために、実体に与えられた名称および主題の、典拠形および異なる形を含む。統制形アクセスポイントは、一群の資源の存在を確認するために必要な一貫性を提供する。典拠形アクセスポイントは、標準に従って構築されるべきものである。これらの典拠形アクセスポイントは、その実体の識別子および名称の異なる形とともに典拠レコード中に記録するものとする。

5.2. アクセスポイントの選定

5.2.1. 書誌レコードに対するアクセスポイントには、著作と表現形のタイトル（統制形）、体現形のタイトル（通常は非統制形）、および著作の作成者の名称の統制形を含める。

団体を作成者として扱う場合、団体名によるアクセスは、たとえ団体の役員や職員の立場にある個人の記名があっても、その性質上必然的に団体の総体としての意思や活動が表現された著作、またはタイトルの語の表現が、著作

⁹ 図書館コミュニティにおいては、現在それは*国際標準書誌記述 (International Standard Bibliographic Description)* である。

の性質との関係において、団体が著作の内容に総体として責任をもつことを明確に示している場合に限られる。

さらには、記述されている書誌的資源を発見し、識別し、選択するために重要とみなされるその他の個人、家族、団体、主題の名称の統制形を書誌レコードのアクセスポイントとする。

- 5.2.2. 典拠レコードに対するアクセスポイント**には、その実体に対する名称の典拠形および名称の異なる形を含める。付加的なアクセスが、関連する名称によってなされることがある。

6. 典拠レコード

個人、家族、団体、著作、表現形、体現形、個別資料、概念、物、出来事および場所にあたる実体に対するアクセスポイントとして用いられる名称の典拠形および名称の異なる形を統制するために、典拠レコードを作成するものとする。

6.1. 典拠形アクセスポイントの選定

ある実体に対する典拠形アクセスポイントは、体現形に顕著に見られる名称か、またはその目録の利用者からもっともよく受け入れられている名称のように、一貫性をもって実体を識別できる優先される名称に基づくものとする（例えば「慣用名」）。

- 6.1.1.** ある個人、家族または団体が、異なる名称または名称の異なる形を用いる場合には、典拠形アクセスポイントとして異なる人格ごとに一つの名称または名称の一つの形を選ぶものとする。

6.1.1.1. 名称の異なる形が体現形および／または参考情報源にあり、その相違が同一の名称の異なる表現（例 完全形と短縮形）によらない場合は、次の優先順位によるものとする。

6.1.1.1.1. 一般に知られた名称（または慣用名）が表示されているときは、それを公式名より優先する。

6.1.1.1.2. 一般に知られた名称または慣用名が表示されていないときは、公式名を優先する。

6.1.1.2. 団体が継続した期間に、一つの名称の微細な変更とは考えられないような別の名称を用いてきた場合には、顕著な名称の変更ごとにその名称を新しい実体とみなすものとし、それぞれの実体に対応する典拠レコードは、その団体の以前および以後の典拠形の名称を関連づけるものとする。

- 6.1.2.** 一つの著作に対して異なるタイトルがある場合は、著作／表現形の優先タイ

トルの基礎として、一つのタイトルを選定するものとする。

- 6.1.3.** ある実体の典拠形アクセスポイントとして選定しない名称およびタイトルの異なる形は、異形アクセスポイントまたは代替的な表示形として用いるために、その実体に対する典拠レコードに含めるものとする。

6.2. 典拠形アクセスポイントの言語

名称がいくつかの言語で表現されているときには、典拠形アクセスポイントとして、もとの言語および文字によって示される体現形に見出される情報を優先するものとする。ただし、もとの言語および文字が、その目録中で普通に用いられていない言語および文字の場合には、典拠形アクセスポイントは、その目録の利用者にもっとも適切な言語および文字の一つにより、体現形または参考情報源に見出される形に基づくことができる。

可能な限り、典拠形アクセスポイントまたは異形アクセスポイントにより、もとの言語および文字からアクセスを提供するものとする。翻字が望ましい場合には、文字変換のための国際基準に従うものとする。

6.3. 典拠形アクセスポイントの名称の形

典拠形アクセスポイントを形成するとき、ある実体を同一の名称の他のものと区別することが必要な場合には、その実体のための優先される名称およびその異なる名称に、さらに識別のための特性を付加するものとする。

6.3.1. 個人名の形

個人名がいくつかの単語からなるときには、典拠形アクセスポイントのための記入語の選定は、体現形や参考情報源に見出されるその個人ともっとも関係のある国および言語の慣用に従って行うものとする。

6.3.2. 家族名の形

家族名がいくつかの単語からなるときには、典拠形アクセスポイントのための記入語の選定は、体現形や参考情報源に見出されるその家族ともっとも関係のある国および言語の慣用に従って行うものとする。

6.3.3. 団体名の形

団体名のための典拠形アクセスポイントについては、名称は、体現形や参考情報源に見出されるそのままの順序によるものとする。ただし、次の場合を除く。

6.3.3.1. 団体が、法域や地域管轄団体の一部であるときには、典拠形アクセスポイントは目録利用者のニーズにもっとも適した言語と文字による当該地域の名称として現在用いられている形で始めるか、これを含めるものとする。

6.3.3.2. 団体名が従属機関もしくは下位の組織であることを意味するか、または下位の組織を識別するのに充分でないときは、典拠形アクセスポイント

トは上位の組織の名称から始めるものとする。

6.3.4. 著作／表現形の名称の形

著作、表現形、体現形または個別資料の典拠形アクセスポイントは、独立したタイトルであることも、また、その著作の作成者の名称を伴う名称／タイトルの複合体であることもある。タイトルの要素は、他の名称と区別するために、団体名、場所、言語、日付等の識別要素を付加することによって特定されることがある。

6.3.4.1. 著作／表現形の優先タイトルは次によるものとする（この優先順位による。）

6.3.4.1.1. その著作のもとの言語において、著作の体現形にもっとも頻繁に見出されるタイトル

6.3.4.1.2. 参考情報源に見出されるタイトル

6.3.4.1.3. 体現形にもっとも頻繁に見出されるタイトル

6.3.4.2. どのようなタイトルを典拠形アクセスポイントとして選定した場合でも、アクセスのために異なるタイトルを含めるものとする。

7. 探索能力の基盤

7.1. 探索と検索

アクセスポイントは、書誌レコードの要素として、1) 書誌レコードと典拠レコードおよびそれに関連する書誌的資源の確実な検索を提供し、2) 探索結果を限定する。

7.1.1. 探索方策

名称、タイトルおよび主題は、所与の図書館目録または書誌ファイルにおいて活用可能なあらゆる方策、例えば、名称の完全形、キーワード、語句、部分一致等によって、探索および検索ができるものとする。

7.1.2. 中核的アクセスポイント

中核的アクセスポイントは、書誌レコードまたは典拠レコードにおける各実体の主要な属性および関連に基づくアクセスポイントである。

7.1.2.1. 書誌レコードの中核的アクセスポイントには、次のものを含める。

作成者の名称、または、2以上の名称があるときには最初に表示された作成者の名称

著作／表現形の優先タイトル

本タイトル、または体現形のための補記タイトル

出版または発行の年（複数の場合もあり）

件名標目、主題語

分類記号

記述された実体の標準番号、識別子、「キータイトル」

7.1.2.2. 典拠レコードの中核的アクセスポイントには、次のものを含める。

実体の典拠形名称またはタイトル

実体のための識別子

実体の名称またはタイトルの異なる形

7.1.3. 付加的アクセスポイント

書誌記述または典拠レコードのその他の領域からの属性は、任意的なアクセスポイントとして、または検索結果を選別あるいは限定する方策として機能することがある。

7.1.3.1. 書誌レコードにおいては、そのような属性には次のものが含まれるが、これに限定されるものではない。

最初の作成者以外の付加的な作成者の名称

演者、あるいは作成者とは異なる役割をもつ個人、家族、または団体の名称

並列タイトル、見出しタイトル等

シリーズの典拠形アクセスポイント

書誌レコード識別子

言語

出版国

内容種別

キャリア種別

7.1.3.2. 典拠レコードにおいては、そのような属性には次のものが含まれるが、これに限定されるものではない。

関連する実体の名称またはタイトル

典拠レコード識別子

用語集

この用語集は、国際目録原則覚書において特有の用法（単に通常の辞書的定義ではなく）で用いられる語を収録している。BT=上位語；NT=下位語；RT=関連語

アクセスポイント (Access point) — そのもとで、書誌レコード、典拠レコードまたは参照を検索し、識別することのできる名称、用語、コード等。

[出典：FRADおよびIME ICCに従って修正したGARR]

典拠形アクセスポイント (Authorized access point) [NT]、**統制形アクセスポイント (Controlled access point) [NT]**、**名称 (Name) [RT]**、**非統制形アクセスポイント (Uncontrolled access point) [NT]**、**異形アクセスポイント (Variant form access point) [NT]** をも見よ。

付加的アクセスポイント (Additional access point) — 書誌レコードまたは典拠レコードの検索を向上させるため、中核的アクセスポイントに加えて使用することがあるアクセスポイント。

[出典：IME ICC]

中核的アクセスポイント (Essential access point) [RT] をも見よ。

責任主体 (Agent) — ある資源のライフサイクルにおいて、何らかの役割を果たす個人（著者、出版者、彫刻家、編者、監督、作曲家等）、集団（家族、組織、会社、図書館、交響楽団、国家、連邦等）または自動的手段（気象記録装置、翻訳ソフトウェア等）。

[出典：DCMI Agents Working Groupの作業用定義より修正]

著者 (Author) [NT]、**作成者 (Creator) [NT]** をも見よ。

属性 (Attribute) — 実体の特性。属性には、実体に固有の属性と、外的に付与される属性がある。

[出典：FRBR]

著者 (Author) — テキストから成る著作の知的・芸術的内容に責任を有する作成者。

[出典：IME ICC]

責任主体 (Agent) [BT]、**作成者 (Creator) [BT]** をも見よ。

典拠レコード (Authority record) — 実体（責任主体、著作／表現形、または主題）を識別するレコードであり、その実体の典拠形アクセスポイントへのアクセスを容易にするため、またはその実体の、どのようなアクセスポイントをも表示するために用いることができるレコードである。

[出典：IME ICC]

典拠形アクセスポイント (Authorized access point) — 規則または標準に従って確立され構築される、実体の優先的な統制形アクセスポイント。

[出典：IME ICC]

アクセスポイント (Access point) [BT]、**統制形アクセスポイント (Controlled access point)**

[BT] をも見よ。

著作／表現形の典拠形アクセスポイント (Authorized access point for the work/expression)

— 著作／表現形の名称の優先される形であり、作成者（複数の場合もある）またはその他の識別要素と一緒にの場合と単独の場合がある。これにより、検索／アクセスのため、その著作／表現形の体现形を、関連づけ／まとめることができる。

[出典：GARRの変形（統一タイトル）]

著作／表現形の名称 (Name of the work/expression) [BT] をも見よ。

書誌記述 (Bibliographic description) — ある書誌的資源を識別する、一群の書誌データ。

[出典：ISBD]

書誌レコード (Bibliographic record) — 体现形の記述と体现形へのアクセス提供を行い、関連する著作および表現形を識別する、一群のデータ要素。

[出典：IME ICC]

書誌的資源 (Bibliographic resource) — 体现形または個別資料。

[出典：IME ICC]

書誌的単位 (Bibliographical unit) — 「国際目録原則」（以下、「原則」）ではもはや使用しない。**体现形 (Manifestation)** を見よ。

キャリア種別 (Carrier type) — 資源の内容を見る、再生する、作動させる等のために必要とする媒介装置の種別と組み合わせて、蓄積する媒体の形式およびキャリアの収納方法を示すもの。

[出典：RDAの2008年1月の用語集からの修正]

合集 (Collection 1) — 組み合わせられた、または一緒に発行された、2以上の著作からなる現実のもしくは仮想的な一群。

[出典：IME ICC]

コレクション (Collection 2) — ある機関によって保有される、または作成された現実のもしくは仮想的な一群の書誌的資源。

[出典：IME ICC]

概念 (Concept) — 抽象的観念や思想。

[出典：FRAD（主題に関する）、FRBR]

内容種別 (Content type) — 内容が表現され、また、それを通じて人の感性が知覚することが意図されている伝達手段の基本的な形式を示すもの。内容種別は、著作および表現形の両者の属性を示す。

[出典：RDAの2008年1月の用語集からの修正]

統制形アクセスポイント (Controlled access point) — 同一の実体に対する異なった名称、名称の形、用語あるいはコードを統制し、その実体を明確に識別するため、典拠レコードに記録されたアクセスポイント。

[出典：GARRより修正]

統制形アクセスポイントは、典拠形あるいは優先される形とともに、異なる形として指示された形をも含む。統制形アクセスポイントには、以下のようなものがある。

- 個人名、家族名および団体名に基づくもの
- 著作、表現形、体現形および個別資料に対する名称（すなわちタイトル）に基づくもの
- 作成者の名称と著作の優先タイトルを組み合わせる、名称／タイトルアクセスポイントの場合のように、2つの名称の組み合わせからなるもの
- 出来事、物、概念および場所についての用語に基づくもの
- 標準番号、分類記号等のような識別子に基づくもの

同一の名称または類似した名称の実体を区別する目的のために、他の要素がその名称自体に付加されることがある（例 日付）。

[出典：FRAD — 典拠ファイルを通じて統制される名称および用語に、このモデルの焦点があることに留意する]

アクセスポイント (Access point) [BT]、**典拠形アクセスポイント (Authorized access point) [NT]**、**名称 (Name) [RT]**、**非統制形アクセスポイント (Uncontrolled access point) [NT]**、**異形アクセスポイント (Variant form access point) [NT]** をも見よ。

慣用名 (Conventional name) — 公的な名称とは異なるが、それによって団体・場所・物事が知られてきた名称。

[出典：AACR2 Revision2002 用語集より修正]

団体 (Corporate Body) — 特定の名称によって識別され、かつ一体として活動するか、または活動することのありうる組織、あるいは個人および／または組織の集合体。

[出典：FRAD、FRBRより修正]

作成者 (Creator) — 著作の知的・芸術的内容に責任を持つ個人、家族または団体。

[出典：IME ICC]

責任主体 (Agent) [BT]、**著者 (Author) [NT]** をも見よ。

記述目録作業 (Descriptive cataloguing) — 目録作業において、記述データおよび主題以外のアクセスポイントの両者を与える部分。

[出典：IME ICC]

主題目録作業 (Subject cataloguing) [RT] をも見よ。

実体 (Entity) — 一個の単位をもち、自己完結する性格をもつもの...独自もしくは個別の存在をもつもの...抽象概念、思想的概念、思考対象、観念的对象。

[出典：Webster's 3rd]

FRBRおよびFRADにおける実体のタイプの例として、知的・芸術的な活動の成果（著作、表現形、体現形および個別資料）；知的・芸術的内容の創造、物理的製作と頒布

またはその成果の管理の維持のために責任を持つ主体（個人、家族、団体）；または知的・芸術的表現の主題（著作、表現形、体現形、個別資料、個人、家族、団体、概念、物、出来事、場所）が含まれる。

[出典：IME ICC]

中核的アクセスポイント (Essential access point) — 書誌レコードまたは典拠レコードの中の、各実体の主要な属性および関連に基づくアクセスポイントであり、それらのレコードの検索および識別を確実にする。

[出典：IME ICC]

付加的アクセスポイント (Additional access point) [RT] をも見よ。

出来事 (Event) — 行為や事件。

[出典：FRAD（団体として活動しないものは主題とみなされる）、FRBR]

表現形 (Expression) — 著作の知的・芸術的実現。

[出典：FRAD、FRBR]

家族 (Family) — 出生、婚姻、養子縁組または同様の法的地位によって関連付けられた、もしくは自らを家族であるとする2以上の個人。

[出典：IME ICCで修正されたFRAD]

標目 (Heading) — 「原則」ではもはや使用しない。**典拠形アクセスポイント (Authorized access point)**、**統制形アクセスポイント (Controlled access point)** を見よ。

個別資料 (Item) — 体現形の単一の例示。

[出典：FRAD、FRBR]

キータイトル (Key-title) — ISSNネットワークによって継続資源に与えられた固有の名称で、そのISSN番号と不可分に関連付けられたもの。キータイトルは本タイトルと同一の場合もあるが、固有性を確保するために、識別要素および／または限定要素、たとえば発行者の名称、出版地、版表示等を付加して構成されることもある（ISSNマニュアルを見よ）。

[出典：ISBD]

体現形 (Manifestation) — 著作の表現形の物理的な具体化。

[出典：FRAD、FRBR]

体現形は、著作の集合（合集）、個別の著作、または著作の構成部分を具現化したものということができる。体現形は、一つまたは複数の物理的単位として出現することができる。

[出典：IME ICC]

名称 (Name) — それによって実体が知られている文字、または、語および／または文字の集まり。個人、家族、団体、概念、物、出来事、場所を指示する語／文字列のほか、

著作、表現形、体現形、または個別資料に付与されたタイトルも含まれる。

[出典：FRADで修正されたFRBR]

典拠形アクセスポイント (Authorized access point) [RT]、**統制形アクセスポイント (Controlled access point) [RT]**、**異形アクセスポイント (Variant form access point) [RT]** をも見よ。

著作／表現形の名称 (Name of the work/expression) — 作成者（複数の場合もある）の名称と一緒にしくは単独に、また、識別要素と一緒にしくは単独に、同一の著作／表現形の異なる体現形の異形タイトルを統制するために記録される著作／表現形のタイトル。

[出典：GARRの変形（統一タイトル）]

著作／表現形の典拠形アクセスポイント (Authorized access point of the work/expression) [NT] をも見よ。

統一形 (Normalized) ...

典拠形 (Authorized) ... を見よ。

物 (Object) — 物体。

[出典：FRBR]

個人 (Person) — ひとりの人、または、ひとりの人または集団により設定または採用された、単一の人格。

[出典：FRADで修正されたFRBR]

場所 (Place) — 所在地。

[出典：FRBR]

参照 (Reference) — 「原則」ではもはや使用しない。**異形アクセスポイント (Variant form access point)** を見よ。

関連 (Relationship) — 実体間または実体のインスタンス間の特定の結びつき。

[出典：FRBRに基づく]

主題目録作業 (Subject cataloguing) — 目録作業において、件名標目／主題語および／または分類を与える部分。

[出典：IME ICC]

記述目録作業 (Descriptive cataloguing) [RT] をも見よ。

キャリアタイプ (Type of carrier)

キャリア種別 (Carrier type) を見よ。

内容タイプ (Type of content)

内容種別 (Content type) を見よ。

非統制形アクセスポイント (Uncontrolled access point) — 典拠レコードによって統制されていないアクセスポイント。

[出典：IME ICC]

アクセスポイント (Access point) [BT]、統制形アクセスポイント (Controlled access point) [RT] をも見よ。

統一タイトル (Uniform title) — 「原則」ではもはや使用しない。**著作／表現形の典拠形アクセスポイント (Authorized access point of the work/expression) [NT]** を見よ。

異形アクセスポイント (Variant form access point) — 実体の典拠形アクセスポイントとして選択されない名称の形であり、その実体の典拠レコードへのアクセスに使用され、また、典拠形アクセスポイントへの参照やリンクとして提示されることがある。

[出典：IME ICC]

アクセスポイント (Access point) [BT]、統制形アクセスポイント (Controlled access point) [RT]、名称 (Name) [RT] をも見よ。

著作 (Work) — 個別の知的・芸術的創造（即ち知的・芸術的内容）。

[出典：IME ICCで修正されたFRAD、FRBR]

参考資料

AACR2 – *Anglo-American cataloguing rules*. – 2nd edition, 2002 revision. – Ottawa: Canadian Library Association; London: Chartered Institute of Library and Information Professionals; Chicago: American Library Association, 2002-

DCMI Agents Working Group – Dublin Core Metadata Initiative, Agents Working Group. [Web page, 2003]: <http://dublincore.org/groups/agents/> (working definitions – report is not yet final)

FRAD – *Functional requirements for authority data: a conceptual model – draft 2006-12-20* (working definitions, report is not yet final)

FRBR – *Functional requirements for bibliographic records: Final report*. – Munich: Saur, 1998. (IFLA UBCIM publications new series; v. 19) (邦訳：『書誌レコードの機能要件—IFLA 書誌レコード機能要件研究グループ最終報告 (IFLA 目録部会常任委員会承認)』和中原雄、古川肇、永田治樹訳 日本図書館協会、2004年。)

GARR – *Guidelines for authority records and references*. 2nd ed., rev. – Munich: Saur, 2001. (IFLA UBCIM publications new series; v. 23)

IME ICC – 国際目録規則に関するIFLA 専門家会議の参加者からの勧告 (2001-2008)

ISBD – *International standard bibliographic description: consolidated edition*. – Munich: Saur, 2007. (IFLA Series on Bibliographic Control; v. 31)

RDA: – *Resource description and access*. Glossary draft. 5JSC/Chair/11/Rev(Jan. 2008, Table 1) オンラインで入手可能 <http://www.collectionscanada.gc.ca/jsc/rda.html#drafts>

Webster's 3rd – Webster's third new international dictionary of the English Language – Unabridged. – Springfield, Mass.: Merriam-Webster, 2000.

[翻訳：国立国会図書館収集書誌部]